

令和元年 5 月 28 日 大阪市児童福祉審議会社会的養育専門部会

日 時 令和元年 5 月 28 日（火）午後 6 時 00 分～午後 8 時 00 分

場所

出席者 委員 : 別紙のとおり

事務局 : こども青少年局子育て支援部こども家庭課（高井子育て支援部長、  
瑞慶覧こども家庭課長、柏木こども家庭課長代理、中井こども家庭  
課長代理、小池こども家庭課担当係長、井倉こども家庭課係員）

市側出席者 田宮運営担当課長、尾瀬相談支援担当課長、音田南部  
こども相談センター所長

傍聴者 0 名

18:00

○司会（小池係長）

ただいまから、大阪市児童福祉審議会社会的養育専門部会を開催いたします。

本日は、お忙しいところ、ご出席いただき、まことにありがとうございます。

私は、本日の司会進行を務めさせていただきます、大阪市こども家庭課の小池でございます。どうぞ宜しく願いいたします。

それでは、まずはじめに、お集まりいただいております委員の皆様方のご紹介をさせていただきます。お手元の資料でございます「資料 2 社会的養育専門部会委員名簿」をご参照ください。

まず、関西（かんせい）学院大学 人間福祉学部 人間福祉研究科 教授 前橋 信和（まえはし のぶかず）委員でございます。

続きまして、大阪府立大学 地域保健学域 教育福祉学類 教授 伊藤 嘉余子（いとう かよこ）委員でございます。

続きまして、関西大学 人間健康学部 人間健康学科 准教授 福田 公教（ふくだ きみのり）委員でございます。

続きまして、大阪弁護士会 子どもの権利委員会 弁護士 西村 英一郎（にしむら えいいちろう）委員でございます。

続きまして、社会福祉法人 四恩学園 理事長 中西 裕（なかにし ゆたか）委員でございます。

続きまして、母子生活支援施設 東さくら園 施設長 廣瀬 みどり（ひろせ みどり）委員でございます。

また、本日、大阪市里親会 会長 梅原 啓次（うめはら けいじ）委員につきましては、ご欠席となっておりますが、過半数の委員のご出席をいただいておりますので、本部会が成立すること及び決定した議事につきましても有効であることをご報告申し上げます。

続きまして、事務局を紹介させていただきます。

【事務局紹介（高井部長、瑞慶覧課長、中井代理、柏木代理、井倉係員）】

また、市側出席者として、こども相談センターと南部こども相談センターも出席しています。

【市側出席者（田宮運営担当課長、尾瀬相談支援担当課長、音田南部こども相談センター所長）紹介】

それでは、お手元の資料の確認をお願いいたします。

レジメ

資料1 大阪市児童福祉審議会社会的養育専門部会運営規程

資料2 社会的養育専門部会委員名簿

資料3 代替養育を必要とするこども数の見込み

資料4 里親等委託、施設での養育が必要なこども数の見込み

(参考資料1) 新規措置児童ニーズ調査票 (様式)

(参考資料2) 措置児童の家庭復帰調査票 (様式)

(参考資料3) 「家庭的養護推進計画」の見直しに向けた施設ヒアリングの実施について

(参考資料4) 乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の概要

(参考資料5) 国整備費等補助採択方針 概要

(参考資料6) 国整備費等補助申請様式 (小規模かつ地域分散化・高機能化・機能転換)

抜けている資料はございませんでしょうか。

それでは、当部会の公開についてご説明します。

本部会は運営規程5. 会議の公開に基づき、公開といたします。

また、審議会等の設置及び運営に関する指針（平成13年3月市長決裁）におきまして、「会議の公開の決定をした審議会等は、個々の発言内容の要旨、発言者氏名まで記載された会議録及び答申、報告その他の審議等の結果を記載した書面を速やかに所定の場所において市民等の閲覧に供するものとする。」とされておりますので、「会議録」として委員各位からの発言内容等につきまして、ホームページ上に掲載させていただきたいと考えております。委員の皆様方にはご理解をたまわりますよう、よろしく申し上げます。

傍聴者につきまして、本日は傍聴者はありません。

次に、本日の流れを簡単にご説明いたします。

昨年11月にご審議いただき、12月より実施してきた新規措置児童のニーズ調査、また、12

月1日時点で入所中の児童の家庭復帰調査について、代替養育を必要とする子ども数、また、里親等への委託子ども数の見込みの算出に必要なデータの集計が終わりましたことを受け、議題1として代替養育を必要とする子ども数の見込みについて、議題2として里親等委託、施設での養育が必要な子ども数の見込みについて、それぞれの算出結果について皆様からご意見をお願いしたいと考えております。また、その他として、今後の計画策定までの簡単な流れなどをご説明したいと考えております。

それでは、前橋部会長からご挨拶いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

#### 【前橋部会長よりあいさつ】

本日は令和元年ということで年号が変わりまして、第一回の社会的養育の専門部会を始めていきたいと思っております。昨年始まりましたけれども、計画そのものは今年度きちんと整理して作り上げるということになっております。

日程を考えると相当厳しいと思っておりますし、また状況も色々と移り変わる中での計画ということになりますので、委員の各先生方にもご協力いただき、事務局とも充分打ち合わせしながら進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

18:10

#### ・前橋部会長

それでは、議事に移りたいと思っております。レジメにしたがいまして進めていきたいと思っておりますが

議題1 代替養育を必要とする子ども数の見込みについて  
事務局の方から説明をお願いします。

#### ・事務局（小池係長）

それでは、お手元の資料に従って、ご説明いたします。まず参考資料1、2をご覧ください。

～資料に沿って説明～

続いて、資料3-1をご覧ください。

～資料3-1～3-5に沿って説明～

議題1についての説明は以上となります。

・前橋部会長

どうもありがとうございます。ただいま、事務局から議題1についての説明がありました。委員のみなさんからご意見、ご質問等いかがでしょうか。

数字が細かいのと、この数字はそこから、この数字はここから、と説明も入りましたので、ちょっとしばらく眺めてみないとなかなか状況がわかりにくいのですがいかがでしょうか。

・中西委員

要対協の件数が年々増えているということがあって、こどもを取り巻く環境とか特に母子をささえる環境というところを含んで、おそらく要対協の予備軍は今後もっと増えていくだろうと思っているが、そこは最終的に令和11年度には含まれていないですね。

・事務局（小池係長）

そうですね、今のところは。

・中西委員

わからない状況ではありますけれど、そういったこどもたちも含めた見込みというのが必要なのではないかと。

・前橋部会長

いかがでしょうか。どの数字をベースにするかという問題が。

・中西委員

計算のしようがないので、本当に難しいと思いますが、年々要対協のこどもたちが増えている、これははっきりしたところで、世の中がこどもたちを中心に、うまく育てる環境が今後できるという見込みがあればこれでいいとは思いますが、どんどん悪くなっているという状況があるかなと思っています。

・事務局（瑞慶覧課長）

代替養育の部分に記載するにあたっては、先ほどおっしゃっていただいたように母子生活支援施設はお母さんと一緒に、いわゆる地域で生活するのを支えていただく中間施設といいますか、親子が働いた、という状態の施設ではないので、そちらの方の施設の機能が充実していくことによって、いわゆる乳児院や児童養護施設の代替養育数が減るのか、もしくは予備軍として増やしてみたらいいのか、そこも含めて色々難しいところがあるかなと思っています。

・前橋部会長

国の方では潜在的な需要を含むということになっていますが、じゃあ潜在的な需要をどうやって算定するか、というのは本当に非常に難しいと思います。

もうひとつは実際に措置、あるいは相談をうけたとか一時保護とか、この辺の非常に大きなばらつきというのについては、こども相談センターの現場的な感覚であるのですかね。これで

こぼこが都市によって…これはごく一般的なことなのか、この数年の特徴的なものがあるのか、感覚的なものか、何かありますね。

・尾瀬課長

受入れの施設の、いわゆる入所のお願いをするところの施設の建替えとか、整備状況とかというところで、受け皿の定員が減った、というのも若干影響しているのではないかと思います。29年のところは措置がグッと減っているのです。

感覚的には、養護相談が減っているとか、代替養育のこどもがこの年だけなぜ少なかったか、という感じではないものですから、そういうところの兼ね合いもあるのかなと思いました。

・前橋部会長

結果としては、最終的にこういうふうになっているけれども、相談自体がすごく増えたり、減ったりというのはあまりないということですか。

・尾瀬課長

そうですね。すごく差がある、というのは現場感覚としてはないです。今年度は少なかったとか、今年度はすごく多かったというようなのは…。

・前橋部会長

そうですね。難しいなあ。他いかがですか。

・西村委員

この見込み数を見て、何をするということなのですか。これの何%かを数値目標にするとか、なのですよ？

・事務局（瑞慶覧課長）

代替養育を必要とするこどもさん、いわゆる原家庭では生活が難しい方ということなので、児童養護であるとか乳児院、もしくは里親、ファミリーホームで生活するこどもさんたちの、国が示す里親の委託率、0歳から2歳であれば5年で75%までもっていきましょうという、そういう数字の母数になるものです。

・西村委員

これの7割とかを里親にしましょうという話になる、その「これ」のところですね。

・事務局（瑞慶覧課長）

大阪市として代替養育として確保すべき分母の数になります。この計算の出し方については、基本大阪府の都道府県計画の一部ということで、政令指定都市は別途計画を立てることができるということで、基本的には大阪府の算出方法に準じて出させていただいています。

・前橋部会長

大阪府も基本は国の示している方法をベースに出しているということですね。

・事務局（小池係長）

そうですね。国立人口問題研究所の数字を使いなさいというのが国の策定要領の中にも明記されておりまして、どの自治体もその数字をまず使うということまでは一緒です。そのあと回帰分析をするということについては、大阪府が先行してそういう形で計算をしているというのも、今回大阪市としても同じように回帰分析をとった理由の一つです。

・前橋部会長

回帰分析を取ったところが、割ときれいな直線的な回帰になったということなのですかね。

・事務局（小池係長）

そうですね。いろいろと人口の算出の方法というのがありまして、コーホート変化率法という、同時出生集団のコーホートという、その変化の割合から出すというのが、児童人口の推計には使われているというのがありますが、そちらのほうはこども・子育て事業計画のほうで採用を検討されているということを知っておりまして、私どもの子育てにかかわるような事業計画のところの算定の基礎として、整合性を図るという意味ではそちらの方の数字の今後見ていかなければならないとは思っているのですが、現在の段階ではまだ、そちらの算出が終わっていないと聞いておりますので、今の段階で大阪府との整合性というところを重視した、ということで、回帰分析で一旦算出しています。

・西村委員

今採用しようと思っているのは、現に入所している施設入所の子と里親委託されている子だから、今現に代替養育の子をベースにして目標値を決めようとなると、ひとつの場所だけで考えたら、施設の割合を里親のところを持ってきて、ここの中での割合比率を変えましょうという発想のように聞こえてね。

潜在的な需要を考えましょうという体系がまだピンときていないのですが、例えば要対のこどもらという話になって、まだ施設入所してないということは、要は家庭養育のこどもたちですが、そこを潜在需要としてとらえるというイメージがわからない。

その子らも里親がないから、家庭でアップアップしながらそこにいるので、将来的には、そういう子らにも里親の方のスライドの選択がある、という政策でいくのだったら、そのところも含めてみないとわからないような話にはなるのですが、どこを増やそうと思っているのか、イメージしにくい。

ここの計算方式はそんなイメージとリンクさせなくてよいということになるのですか？

・事務局（瑞慶覧課長）

国が、代替養育を必要とする色々なデータというのを、一応事例は挙げているのですが、これを活用しなさい、というのがなくて、こういうのが潜在需要を図るのに有用であると示され

たもので、一旦大阪市としても出してみたら、年によってばらつきがあり、先ほどからおっしゃっていただいているように要対協のほうがはたして代替養育予備軍なのか、そうではなくて在宅支援のほうが強化されれば、そもそもそちらの方の予備軍ではないという考え方もありますので、大阪市としても、出してみたものの、基本今、これは活用していない数字ということになります。

・西村委員

在宅支援が強化されれば、もちろん要対協の話が施設の方に行かないベクトルに、もちろんなるのですが、その論理は施設入所にいくもおんなじで、家庭機能が強化されたら当然そちらの方も少なくなりますよね。層としては、施設入所の子らは、入ってしまっているこどもたちだから、一番濃い層で、一時保護とかはしたが、施設にはいかなかった子らがいたらたぶん次の層のような気はするのですが。一時保護と要対協は被っているような気はするのですが、その中間層をみるという話になったら、入れておかないとわからないのではないかと一方では思うのですが。

ただ、入れて計算するという話になったら、政策的な要素が絡まないのかな、と思って。里親のほうでやるみたいな話の政策まで行くと、ここも見ておかないといけないと思う。ニワトリが先か、タマゴが先かみたいな話ですが。

・廣瀬委員

先生がそう言われる在宅支援の強化ということでは、在宅支援が里親だけではなくて、母子生活支援施設は親子の活用で、母親の支援とこどもの支援があって、そのところが子どもの命に直結しているのだということで、社会的養育の施設に位置付けられているのですよね。それなら「活用」というところをもう少し充実できれば在宅支援の数字の強化に繋がるのに、と現場ではすごく思って、興味深く聞かせてもらいました。

前橋部会長

それはこの数字のどこを見ればわかりますか？

・廣瀬

この数字の中では、入ってないです。社会的養育の中でも…。

・事務局（小池係長）

今回は代替養育を必要とするこども数ということで算出をしているので、潜在的というところから本措置のほうまで行くという一定数を見込むくらいの潜在的な需要というものがこの近年、増加傾向ということが見て取れましたら、それは加味しなければいけないと思っていたのですが、なかなかその乱高下が激しかった、というところで加味していない。

ただ、今回は代替養育を必要とするこども数の見込みですので、その子が施設か里親かというところに繋がっては行くのですが、施設のケアというところでの在宅支援としては、代替養育必要数に入っていないから考慮しない、ということはないということだけはご理解いただきたい

いと思います。

あくまでも措置先としての数量的に勘案していくときには、今の人口の減少傾向というところは近年の傾向というところからすると大きい、回帰分析の結果からもそう見える、ということとです。

・西村委員

補助的な基準という形で、材料としてこれは使えるということになるかもしれないので、補助的に統計資料だけは作っておいてもらえないか。

公に出すのは今回採用する統計だけで、今後会議などある時に参考として統計資料を作って検証できるシステムにしておいてもらうのはどうでしょうか。

・事務局（瑞慶覧課長）

今後の方向性がわからないので。国の方も進捗は毎年ですけれど、基本的には5年ごとに見直しの予定なので。見直しは、途中にも入ってきますが、特に大阪は、タワーマンションとかも増えていまして、本当にこれまでの少子化傾向のまま行くのかどうかというのも含めて、近年の状況を見極めていくと、また変わっていくこともあるかと思っていますので、この数字を決めたので、10年後まで動かさないという数字とはならないかと思っています。

・前橋部会長

数字そのものというよりも、その数字を構成する要素をどう位置付けるかということも大事ですよ。それがわかる分はある程度ここに落とし込めるけど、わからない部分はどうやってここに落とし込むのかと。

何かそのような要素があればそれはその時点で、そこに反映させるというようなことで、これはコンプリートのものではないということではいかがでしょうか。

そういうかたちはとれるのですかね？

・事務局（小池係長）

そうですね。見直しについては、先ほど説明いたしました通り、随時見直していくことになりますし、近年の傾向というのも本当に増減が激しいからこそ見直しをかけていくことは大事だと思っています。

今回の数字は今の時点では、ということではあります。

・福田委員

なかなか興味深いといえますか、どこから手を付けていったらいいのわからない数字が並んでいるなどと思って見させていただきました。基本的には事務局が準備いただいたかたちで進めていくということが妥当なのだろうと思いましたが、

潜在的需要がやはり伸びているのだろうなど。

ところが潜在的に伸びているところが、直接代替養育を受けるこどもがそのまま増えるかというところではない、というのがこれを見たらわかると思うのです。西村先生がおっしゃった



みたいに、今後どうなるか？

今後どうなるのかというのは代替養育をうけるこどもの枠組みを国がどう思っているのか、どう関わってくるのかということ。世界的にみると日本の被措置率って、とても低いですね。要対協などで見ていると、こんな子も地域で、家庭で生活しているのかというところがあって、じゃあ法的枠組みを当てはめた時にどうなるか、となったら、「地域で頑張ろう」という結論になるのですが、本当にそれでいいのか。本当にそれでいいのか、というところがでこぼこしながらも増えている潜在需要というところに繋がる。

今は、それはそれとして含みながら、事務局が準備していただいたところで行くと、旧の計画を立てる時も初めてこの手の考察をやったと思うのですが、これ本当に数字が当たるのか？というところでやってみたら、相当整合性が高かった。ということがわかったのは前回の成果だと思うのです。それに引き続いて、何かあるときは備えながらも、大きな方向性としてはこれでやっていくというところで見えるデータにはなったかな、と私としては思っています。

・伊藤委員

私も今回示していただいたデータで、代替養育を必要とするこども数の見込みについてこれで理解したのですが、今日の議題ではないのですが、社会的養育推進計画を立てる中で、施設の高機能化、多機能化の議題の時に、ここの数字、要対協であるとか一時保護の件数の微増であるとか、といったものをどう加味して作るのか、フォスタリング機関のところはどうするのか、といったところで、この数字を見返すことになるのかなと理解しています。

・前橋部会長

計画そのものについては、項目をかなりあげていかなければならない。その都度それは検証が必要になると思います。

・中西委員

方向付けはそれでよいと思っているのですけれど。10年前の児童養護施設と今をくらべるとそんなに変わってないです。子どもたちの様子も、職員のレベルも。小規模化ということで、かなりどこも小規模化していますけど、あと10年でどれだけのことができるのかと。この数字はとてつもない数字だと思っておりますので、本当にできるのかな、というのが…。それこそ里親さんのこともそうですし、地域のこともそうですし。それがきっちりシステムとして出来ない限りは、また時間だけかけて、絵に描いたもちで終わってしまうことのないようにしなくてはいけないと思います。

・前橋委員

そういうことも踏まえて、今後の検討のなかで取り上げていく、というように思います。では続いてのところ、説明をお願いします。

・事務局（小池係長）

それでは、里親等委託、施設での養育が必要な子ども数の見込みについて、ご説明いたします。資料4-1をご参照ください。

～資料4-1～4-7について説明～

・前橋部会長

ありがとうございます。国の委託率の数値目標、算出されている人口の推計、それを当てはめたかたちで計画達成のためにはどのようなかたちが考えられるのかというようなことでの説明がありましたが、いかがでしょうか。

・伊藤委員

質問なのですが12ページの真ん中の表で、最も望ましい措置先が、里親、ファミリーホーム、乳児院、児童養護施設しかないのですが、その他というか、児童心理治療施設が最も望ましい措置先とか、児童自立支援施設であったりとか障がい児施設であったりとかそういう選択肢はなかったのですか？

・事務局（小池係長）

そちらの数も調査票の中にはあるのですが、今回の里親等委託というところに児童心理ということが入ってこないの（対象となっていなかったの）、率の算定にあたって、そちらは除外しているということです。

・伊藤委員

ここには含まれてない？

・事務局（小池係長）

そうです。新規措置の調査票については、母数は149でして、そのうちの10件が児童心理治療施設です。

・前橋委員

ちなみに、児童自立支援施設はなかったのですか？今回は。

・事務局（小池係長）

今回、新規措置児童のニーズ調査の対象としては、児童自立支援施設は除いて調査をしております。

・伊藤委員

最も望ましい措置先として、児童自立支援施設を選択する可能性はありますよね。  
例えば選択式や自由記述とか。

・事務局（小池係長）

そもそも、そこにはまってくる児童というのは、里親の検討の俎上に上がってこないとい  
いますか、はなから児童自立支援施設というようなかたちとなりますので、そこについては  
調査対象からは除いたということです。

児童自立支援施設を考えていくのは、この調査票とはまた別のかたちで使っていくので  
が、里親の委託率を出すにあたっては、調査から外しているということになっています。

・事務局（柏木代理）

「今回の調査では、児童自立が必要なこどもはいなかった？」ということをお聞きされて  
いるのでは？

・伊藤委員

そうです。

・事務局（柏木代理）

要ケアニーズを確認したところ、児童自立を選ぶこどもはいなかったと。

・伊藤委員

例えば、里親のところに委託されているこどもだけ、本当は児童自立で、このまま高校  
とか大きい年齢でまで行きたかったけれど、児童自立があけてくれないから里親に委託した  
けれど、最も望ましい措置先として、児童自立支援施設と○を打つ可能性があるわけ  
です。そういうのはなかったのか、という質問の趣旨です。

・事務局（小池係長）

はい。そこは調査の結果、いなかったということになります。

・伊藤委員

児童自立支援施設を望ましい施設から意図的にのぞいたわけではないという理解でよろし  
いですね。

・事務局（小池係長）

調査票の15ページの1番上のところに、調査対象施設等というのを書いています。4月1  
日～9月30日の間に入所措置で、里親、ファミリーホーム、乳児院、児童養護施設、児童心  
理治療施設に新規に措置された子、が対象ということになりますが、この子たちの中に児童  
自立支援施設が望ましい措置先であるとあった場合には表現するところ、調査の結果該当の

児童はいなかったということです。

・伊藤委員

わかりました。障がい児施設もなかった？

・事務局（小池係長）

はい、ございませんでした。

・中西委員

算式2、12ページでケアニーズが高い子どもの基準はあるのですか。「ケアニーズが高い子ども」の算定の仕方。

・事務局（小池係長）

実際ケアニーズを集計した時に、心臓疾患を患っている子どもであるとか、C型肝炎の通院をしているとか、医療的なケアが必要で里親での対応が難しい場合は施設の方にしているのですが。実際とってみたなかで、ケアニーズといっても、例えば行動的な問題があったという子どもでも、現に里親さんをお願いしている場合は結構一定数あって、そういう子については、里親での養育が困難ということにはしなかった、というのがあります。ですので、本当に医療的な行為で、里親さんで通院も含めて難しいという子については、施設の方に割り振ったということになります。

・柏木代理

暴力行為があったお子さんもそうですね。

・事務局（小池係長）

そうですね。

緘黙と、強いこだわりがあるという子ども2人いたけれども、その子らについても施設に割り振っています。

・中西委員

その振り分けで、最終的に76%、養護56%という数字になったということについては、施設は施設なりの意見があると思います。もちろん里親の家庭や施設の体制が整っている、とある程度仮定してやっているわけですけど。病気がなくても様々な問題が潜在的に色々あると思うが、加味されていないので。

緩やかな、いつになるかわからないこの直線が、施設としては、やはり具体的に建替えていかないとけなかつたりするので、じゃああなたのところは100人定員の70でいいです、で残りは地域支援で回らしましょうというのが話の中で詰まっていたらいいのでしょうか。

わからないなりに、施設は、じゃあどのようにしていくのかが、非常にあいまいな形にな

っているので…どうなっていくのだろうと思いますね

・事務局（小池係長）

定員につきましては、今回の新しい養育ビジョンの中で求められている機能というところでは高機能化、多機能化、機能転換も求められているため、定員ありきではなくて、機能転換や多機能化というところをどれだけ新たに箱のなかでされていくのか、その割合をどうしていくのかということも合わせて、施設とのヒアリングに臨みたいと思っております。

大阪市としても、まず定員を下げるということありきとは考えておりません。今回の算出の結果はあくまでも家庭養育優先原則ということで、なかなか困難なこどもであっても、現に里親さんの方でもかなり養育が進んできているという状況のなかで、家庭養育の優先というところの原則にあてはめた時に、というところで今回の数値として里親等委託の方に入っているということで、そこを支援で支えていくというところに施設が全く関わらなくてよい、ということでは決してございませんので、そういったこともヒアリングの中では説明させていただきながら、高機能化や多機能化についてお話しさせていただければ、と思っています。

・中西委員

100名定員のところは、50名は里親さんに委託しましょう。50名については地域分散しましょう、ということですよ。地域で50名ですから、5名として10個グループホームを作るわけですよ。地域で10個。

今、問題になっているのは、僕（私）はこのあいだ2019年の新任研修に話しに行ったのですが、70名来ているんです、19年度の1年目の先生方が。どんどん若い人が入ってきて、おそらく平均勤続年数がすごく落ちていますね。人がまず育っていない。その小規模の中で本当にそういうやりとりができるか、という問題がありますし、小規模もそう、10個も地域で。うちも今三軒やっていますが、みんな4階建てですよ。土地がありませんから。そんな中で、本当に大阪市として、この数字、真剣に考えてもらっているのかなと。

国が言っているから横ばいで行こうかということではなくて。確かに僕（私）も小規模化して地域分散して、家庭的養育というのは優先されるべきだと思っていますけど、こどもたちが実際そんな中で、そんなあやふやな方針の中でいけるのかなと、あやふやといったら失礼ですけども、どうなっているのかとそれは思う。里親もいける、施設も高機能化されている、と見込んだ数字みたいなことを。で、ケアニーズが高いという、こんなあいまいな…どんな基準でどんな風な話でこんなことになっているのか、よくわからないですね。

これでいくのでしょうか、全然わからないなと思う。

・廣瀬委員

里親委託の推進について、そこは異論がないのですが、その周りの社会的養育であったり社会的養護であったりが、一緒に充実していかないとこどもたちは守れないとすごく思うのです。その中で社会的養育基準は家庭養育の原則と、強く言っている中で、母親

のケアは忘れてはいけないのではないか、というところで親子の再統合についても、真剣に考えていってほしいと思っています。

・事務局（瑞慶覧課長）

達成年度をどう設定するかというのは本当に悩ましい問題だなと思っています。あやふやにせずに、急激な伸びではなくて、こどもの最善の利益を考えながらですけれども、行政の理屈で、行政の体制が整っていないからできませんということではなく、こどものためを考えながらどの傾きで目標を作るのは、今度もっと検討していかねばならないと思っています。

・中西委員

逆に、20年かかってもよいから、ちゃんと目標の年度があって、それまでに整理していかうという、そういうかたちの方がはっきりしやすいかな、と思う。

・事務局（瑞慶覧課長）

フォスタリング機能のあり方とか、施設の方の今後の高機能化とか、いろいろなものの兼ね合いで、達成年度というものを次回はできたら何年度と示して、毎年毎年の新規の里親の増やす数とか、そういうものも目標として出せたらいいなと思っているのですが、中での検討がまだ行き着いていない状態です。

・伊藤委員

こども数の見込みなので、人数だけ、量的なことだけ今回は示されていると思うのですが中西委員もおっしゃったように、やはり代替養育を必要とするこどもに占める、障がいのある子や、ケアニーズの高いこどもがどれぐらいの割合でいるのか、それを望ましい措置先として里親や施設に割り振った基準ですよね。里親が望ましいとされた子に占める障がいの子の割合や施設のこどもの割合が示されたうえで、あとの議題の施設の高機能化や里親支援体制をどうするのか。障がいのある子を一定数委託しないと目標である里親委託率は達成できないのであれば、里親さんのところに医療ニーズとか、障がいがある子が委託されてもこういう支援があるから大丈夫、こういう支援を整えていきますというところが示されていかないといけないので。

質の部分を今後分析していく中で、どこまでここで出すかというのは非常に難しいところではあります。数字が独り歩きしないように、データの出し方は難しいと思いますが、一定根拠がないと議論のしようもないかな、という感じはします。

・事務局（瑞慶覧課長）

先程私どもから申し上げましたように、ケアニーズはいろいろチェックしていて、児童養護や乳児院にもついているケアニーズと里親やファミリーホームにもついている重複したケアニーズは絶対施設ではなくて里親さんでもフォローがあれば対応可能だけれど、施設にしかついてないケアニーズというのもありまして、やはりそれは施設養育が必要な子であろう

という。

中には里親の方とダブルでついていてこどもにたくさんのケアニーズがついているけれど里親や、ファミリーホームに入っている子もいまして、そういう場合は会議の中でどういう結果里親まで行ったかというところまで見について、本来は施設の方がよかったけれど、たまたまこういう状態で、今回里親でフォローをしてくださってというような、個別の方も一応確認しているけれど、どこまで資料に出すかというところがあるのですが。

・伊藤委員

里親委託率の達成年度とか、達成を考えた時に、里親さんを増やさなければならないので、どういう里親さんを増やすのか、リクルートのあり方とか、あとは量だけでなく専門性の向上をふまえて考えないといけないとなると、もう少しその部分の情報は欲しいなど、感想として持ちました。

・事務局（瑞慶覧課長）

次回までにそれは出せるようにしたいと思います。新規のところだけでなく、その里親さんをフォローできる体制とセットで、と思っております。

・前橋部会長

この調査票の第2集計と言うのですかね、次回なりその次なりくらいに集計できた時にまた説明をいただくということで、もう少し、個別な内容についても目配りが必要かなと思います。

確かに今、形として作っているのは国が示しているあるべき論で、どういうかたちで算出してどこまででどれだけ、というのをこういう形にするとあまりにも勾配がある。急になっている。しかし現状はあまりにも勾配が緩すぎる（どこまでいくねん？）というようなこともあるので、そこは計画としてやりながら、状況を見ながら、個々のこどものアセスメントなり、ニーズなりに応じて、また受け皿として整備を進めながら支援の方法も合わせて考えていく。

とにかくそういうものを全部ひっくるめて考えないと、やっぱりきちんとした計画には成りゆかないだろうと思いますが、今の時点ではそこまで全体がなかなか出ないなという…そういうところなのですが…。

・西村委員

14ページの確認の中の一番下のところで書いてくれていると思うのですが、「質」をちゃんとしたうえで、達成時期はやると。それは、結局中身はわからないのに形式的な表だけのことでわかるわけがない、なんちゅう計画（立ててんのや）、と思うので、ここの部分が大事で。

そうはいっても数値は出てきているので。つかみみみたいな数字が今回出てきたというレベルに過ぎないのかという受け止めなので、ここの最後のこの文章だけは大事なものとして確認さえしておいてもらったら、私的には、ああそうなのだと、次の中身の議論をちゃんとし

ようという気になるのですが。

・前橋部会長

これはそういう思いを込めて、ここに入れてあるのだというように、私も理解はしたのですが。

・事務局（瑞慶覧課長）

実際には目標というのは目標だけれど、達成できるのか、と中西委員に言われている部分もありますけれども、今回はあくまで子ども主体ということでニーズ調査票も、ケースワーカーもチェックをしてくれているが、いわゆる親の同意がある無しにかかわらずということになっている。本来は里親ファミリーホームの部分は、親御さんの同意の部分も実際問題にはきっと大きいのかなと思っていて、現実路線と、やはり子どもが主体という部分と、どういうふうに数値を持って行ったらよいのかと悩ましい所があるかなと思っているのですけれども。

大阪市としては達成を目指した目標を設定して、次回またご説明させていただきたいと思えます。

・中西委員

子ども相談センターとしてはどう考えておられますか。

・尾瀬課長

今、かなり連日のように協議をしております、この目標数値でいきますと、それこそ里親さんを年間60人くらい増やしていくというような目標になってきますので…。

今私たちフォスタリング機関として、昨年里親子包括支援室ができて、今までは、里親さんは1年間で10名ほどの増加だったのですが、昨年は20名増加しまして。色々と啓発活動しながら去年1年間増やすことができたのですけれど、一方、里親が増えれば増えるだけのようにサポート、フォロー、支援をしていくのかもという問題もありますので、この大きな目標に対して進めていくにあたって、伊藤先生からもあったように、どういう支援というサポート体制を組んでいくかということも両輪で考えていかなければならないというふうに思っているところです。

量を増やしつつも、質を上げるためのさまざまな研修なり、スキルアップを図るための対応も考えていかなければならないなど、今後どうしていくかを子ども相談センターでも今協議しているという状況になっております。

・中西委員

今とても丁寧にやっただいただいていると思っています。そして人数も増えていていいなと思っています。府下や堺もおそらく民間に委託していく流れになっていると思うのですが、児相が今やってくれているからよいけれど、それが民間になると、どこまで丁寧にやっただけか。将来的にどんなふうになっていくのかということも含めて。



・尾瀬課長

フォスタリング機関の在り方につきましては、この先生方の会議でも今後ご検討をいただく、というようなところで、それをふまえて大阪市としましても、今後のフォスタリング機関の、開拓から研修から支援までを含めて、一連の体制をどう組んでいくのか、ということについても、私たちのも内部でもずっと検討しているところであります。ただ、府も堺市もそれぞれやり方、対応のしかたが違うにしても、大阪市は大阪市独自の中で、今後フォスタリング機関のありかたについて、府も考えている民間委託も含めて、今後検討していかなければと思っていますところです。

・福田委員

これまた、先生方のご意見と近くて、これでどこまで議論できるかなというところなのですが、今言っていた、

「これで行くと年間 60 やな」

みたいな議論のところを、今後検討される施設のあり方、フォスタリングの部分などで、セットで検討していく必要があるかと思えます。それは最初に伊藤先生がおっしゃってくださった、最も望ましい措置先はどこかみたいなところを考える時に、結構国から無理な数字目標を言われているわけですがけれども、逆に国の言っていることの裏をかくところも必要かなと思っております、例えばそれぞれの児童養施設に障がい児の入所の割合が高まっているといった時に、本来障がい児の入所施設が整っていれば、そちらに措置変更が可能なのではないかとか、もしくは母子生活支援施設がそのメニューを増やしていった時に、母親と一緒に生活するということが可能なんじゃないかとか、もしくは児童自立生活支援施設のありかたを考えると定員充足率があがるんじゃないかとか、それぞれの施設のあり方を考えていくことで「60」という数字は変わってくるのかなと思っています。

特に委託率が上がってきているのですが、どこで上がっているのかをみれば、ファミリーホームが増えているのは大きいですね。大阪市の都市としての特徴、もしくは施設が充実しているところをどう考えていくか。ここで行くと分母になりえない児童心理治療施設とかというところをどう考えていくのか、本当に小学生を入れてよいのか、中学生、高校生をどうするのか。そこらで考えた時に分母って変わってくるのかな、と思っております、この数字のところだけであれこれ言えないのですが、ここの数字をベースに、次、施設をどうしていくんだ、ということとセット、もちろんそれは児童相談所もそうですけれど、そこらとセットで考えていく必要があると感想を持ちました。

もう一つは、国として出した数字が、そこそこ当たっているという算定式を持ってきたのだというふうに思っております、

「なるほど、どこもおんなじようなデータが出ているんだ」

と思うんですね。そこにあまり踊らされずに、大阪市として子どもに一番不利益がないようにどう里親委託もしくは家庭的養育を進めていくのかというのをここで議論していく必要があるのかなというふうに思います。今後の議論に期待したいと思います。

19 : 30

・前橋部会長

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか、大体この算定式にあてはめたかたちでの計画については、もちろん不確定要素もありますけれど、事務局の方でも今後またどのくらいの期間でということについては今後示していきたいということですので、そこでまた、あらためて議論ということになるかと思います。よろしいでしょうか。

それでは次の議題に移りたいと思います。

事務局の方では「その他」となっていますが

・事務局（瑞慶覧課長）

今後この数字をどのように達成していくかということも含めまして、施設のほうでヒアリングを実施していきたいと思っております、それについてご説明させていただきたいと思っております。資料は23ページ、参考資料3をご覧ください。

01 : 26 : 55～01 : 35 : 20

～ 参考資料3～6の説明 ～

・前橋部会長

施設ヒアリングの概要ということで、個別のヒアリング、というかたちなのですね。全体を集めて説明、というかたちではなく。

・事務局（瑞慶覧課長）

こういう方向性でヒアリングをさせていただくことは、この結果をふまえてまず児童福祉施設連盟の施設長会で説明をさせていただく機会があります。

・前橋部会長

もちろんこれは国の示している分については、各施設さんは入手してご覧になっていただいているということですか？

・事務局（小池係長）

そうですね、昨年出た時に一旦ご説明させていただいているのですが、あらためて説明しながら、ということで進めてまいりたい。

・前橋部会長

現在の都道府県の計画をベースにしながら、国の示したこれについて、それぞれの施設がどういうように対応を考えておられるかということについて、6月から個別にヒアリングをされるということで、その大まかなスケジュールが示されたということになっております。

・事務局（小池係長）

7月の終わりまでにお出しいただくということでお願いをしていく、ヒアリングはどちらかというと、説明とお願いになるかと思っております、計画は7月中にご提出いただくということで。

・前橋部会長

国の方は9月に中間報告を出しなさいと示していますので、それまで時間がタイトかなと思いますので、各施設の方にもご協力いただかないといけないし、これとそれをうまく合体して、先ほど色々話がありましたように、ここの計画に入っていないような施設の意見もお伺いするということですし、こども相談センターの計画あるいはフォスタリング機能について、そういうものも合わせて進めていかないといけないと思います。

なかなか結構盛りだくさんなことになっている、というようなお話でしたが、委員の先生方、いかがでしょうか。

・伊藤委員

施設ヒアリングで、小規模グループケアとか地域小規模養護施設をどれだけ増やしていくかということや、こどもの定員をどうするかという具体的な数字を答えてもらう設計デザインになっているのですけれど、こどもの定員を書くところはあるのですが、ユニットを増やす地域小規模を増やすということは、職員さんを増やさないといけない。なおかつ「4人程度の生活単位とし」というところで、ひとつひとつのユニットのこどもの数を減らしてということは、職員さんの採用計画と言いますか、各施設で定員をこれだけ減らす、ユニットをこれだけ増やす、と書くのは簡単ですがそれに見合った、それができるだけ職員さんをどう確保するかということや、そのために必要な人件費など、色々なことを各施設で考えて書かなければならないと思うのですが…。そしてその裏の高機能化、多機能化転換のところを書くにしても、やはりどういう専門性を持った職員を何人雇わないといけない、何年後に、とかというところは、どの程度ヒアリングの時には具体的に聞くのでしょうか？

結構施設にとって厳しいヒアリングかなと思ったのですが。

・事務局（小池係長）

今回資料としてはお付けできていないのですが、ヒアリングに向けて記載例のようなものを用意しようと思っております。前回、家庭的養護推進計画をお出しいただいている中には1期、2期、3期とそれぞれユニットをどのようにしていくかというような計画とともに、1期、2期、3期の職員の配置についても合わせて書いていただいているという形がございますので、見直しの中でも当然人の配置についても合わせて考えていただく、ということで説明をさせていただきたいと思っております。その、1期、2期、3期と書いていただく考え方のところで、今回新ビジョンの方で示されているのが、最終的におおむね将来10年後の姿ということで4×4の本体施設と、地域小規模化というのが加わっていますので、そういったところについては、今回この様式を使いながら新たにここも追加していただいて、既存の職員配置とかも直していただくようお願いしようと思っております。

・伊藤委員

今日の議題ではないかもしれませんが、先ほど中西委員からも、新人の職員さんが増え、勤続年数がどんどん減っているのではないかというご意見があったりした中で、職員をどう採用、リクルートするか、と同時にどうベテランを育てるかという職員の育成についても計画的にしていかなければならないと、小規模化と地域分散化、多機能化と高機能化を施設に求めていくのはなかなか難しいと思うのです。それを各法人とか施設にお願いするだけではなくて、やはり大阪市として、行政として、難しいこどもを施設にお願いするにあたって、どういうふうにバックアップできるのかということを含めた計画と一緒に議論、検討していけたらな、というふうに感想を持ちました。

・中西委員

社会的養護の課題と将来像に基づいた推進計画を立てましたよね。あの時に確か5年おきくらいだったと思うのですが、おそらくその時の計画の地域小規模化が目標達成されていないと思う。それがなぜできなかったのかということ、ヒアリングの中で各施設に聞いてもらいたいのです。おそらくそれすらできなかったという現状がきっとあると思うので。

・事務局（小池係長）

この31年度末の段階で前の都道府県推進計画では地域小規模というのは12か所と出ている、(大阪市は)この3月末前の段階でいうと8か所がずっと続いていたという状況があって、この4月に新たに2か所開設をして今10か所になっています。また7月に1か所と予定をしておりますけれども、本当にこの4年間の間ずっと増えなかったというところには、施設さんの方はずっと(場所を)探しておられたということは私も聞いておりましたし、(土地が)なかなかないのだ、というところ。地域小規模の求められる定員数に応じた物件がなかなか見つからないというところは聞いておりますので、そういったこともヒアリングの時にも改めて確認していきたいと思っています。

・西村委員

今回の国のお題が里親委託率を上げるということで、その里親委託率の中には個人里親だけでなくファミリーホームも入っているのですよね。本当は細かくこどもに合うように丁寧にやってほしいと思いますが、素人的にとらえると、じゃあファミリーホームを増やせばいいのではという発想になるのですが、そのファミリーホームを増やすにあたって、地域小規模よりファミリーホームの方がもっとお金が入ってこないから作るのがいや、という話があるのかなのか。誘導するなら誘導するなりのお金をつけてくれないと誰もそこには食いつかないので、ないのなら、ある方向に考えないといけないのではないかと。

今回ヒアリングをするにあたって、書くのならむしろそちらの計画はどうなっているのか、というのは聞かなくてよいのか、と思ったのですが

・事務局（小池係長）

前回の都道府県推進計画では、各施設に2か所のファミリーホームを開設、または支援をす

るのを課せられていた状態だったのですが、新ビジョンでファミリーホームの養育者が里親登録を受けている場合に限ると示され、我々も驚いたのですが、これまでファミリーホームを法人型で増やしていくということが示されていたのですが、そこが大きく変わってしまった、というところがあって、今後のファミリーホームの増やし方は、確かに難しい所があると思っています。

実際ファミリーホームの法人型というのが難しくなっているのですが、一方で、施設さんの方にフォスタリング機関であるとか里親支援というところは高機能化の中で求めていくようなことを新ビジョンのなかで言われておりますので、今回のヒアリングではそういったところも話していきながら、実際にファミリーホームの開設ができなくても、里親支援として施設でどれだけ担ってもらえるのかということも含めて、「里親等」というところがどれだけ増えるのか、その先に結果的にファミリーホームが何か所、と後から出てくる話かなと思っています。

ファミリーホームが何か所ありき、で行ってしまうと、おっしゃる通り、ファミリーホームだけを増やせば、と安易に考えがちですけれど、もともと家庭的養育というところを目指していく中では適正な割合というところも今後検討していかなければならないとは思っておりますので、ヒアリングの中で話を聞きながら、逆に施設さんの方にも大阪市の考え方を伝えていくということを考えております。

#### ・中西委員

ちょっとずれますけど、素晴らしいファミリーホームはたくさんありますよね。それを支えるしくみみたいなものはどうなっているのですか。ファミリーホームを支えるフォスタリング機関みたいな。持続可能になっていかないといけませんよね。立ち上げた人は、一生懸命にやっていると思うので…社会福祉はそうなのですが、最初立ち上げた時からだんだんその人がいなくなるとまたこうなっていくので、どうしたら持続可能になっていくのかなと。それを支えるしくみがいるのかなと。

#### ・尾瀬課長

フォスタリング機関の支援につきましては、個々の里親さんのみならず、ファミリーホームも支援の対象となっております。現時点でも17か所あるのですが、それぞれの担当のケースワーカーも決まっておりますので、日々の様々な相談につきましては、担当のケースワーカーのほうでフォローをするかたちになっています。

#### ・西村委員

「増やせ」というのは、言葉はわかりますが、何を「増やせ」というのがすっきり入ってこなくて。

個人の里親さんだけを増やせばよいことになっているのか、違うかたち、こんなスタイルの養育の仕方も増えてよいのだという話になっているのか。どんなメニューを「増やせ」と言っているのかが、つかみきれないのですが。

・事務局（瑞慶覧課長）

国の表現でいくと、先程申し上げた法人型のファミリーホームの考え方はなくなっているのですが、基本里親さんで、ファミリーホームに関しては里親登録されている人なら、家庭養育のファミリーホームとして認めますよ、という表現になっているので、国の表現はやはり「家庭養育」なので、里親さんのところがベストというふうにビジョンでは見ているのではないかと考えています。

・福田委員

感想としては、これはとても厳しい方針だなと思います。

それぞれの施設が計画を立てる時に、将来にいかにか夢を持てるかみたいなのがないと、なかなか進まないであろうと。中西先生がおっしゃる通り、現状を見た時に、どんどん行けるのかというのはちょっと難しいだろうなと。じゃあどこに夢を見るのかなといった時に、たぶん、これのところが、と思ったのですが、30ページのところで、今後機能転換した時にどんな実施メニューにしていくのか書く欄があるのですが、ここらって、ある種この計画が立たないことには書けないのかなと。

「ここについては、ほぼほぼ白紙にしておいてくださいね。でも施設だけは10年単位で書いてくださいね」

みたいなお願いに、今のところはならざるを得ない感じですかね。

このへんについて、突っ込んで議論ができるのか、というところがわからないのですが。

・事務局（小池係長）

なかなか、どちらが先かというのが難しいことでありますし、絵に描いた餅にしないというところでは実際に、何が可能かということについての具体的話合いの場としてのヒアリングと考えておりますので、その状況を大阪市として見据えた中で、計画を盛り込んでいくと。

（どちらかといえば確かに）施設の方をお願いする時に、「大阪市はこう考えている」というのが入れればよいのかもしれませんが、そこがなかなか…。

今、家庭的養護推進計画を立てていただいている中で、実際に整備も進んでいる施設もある中で、これからの10年というところでの、計画見直しということにはなりますので、そこを確認したうえで、大阪市全体、ということも考えていく、という順番にならざるを得ないと思っております。

・前橋部会長

今の話の感じでいくとね、高機能化、多機能化そのもののイメージがまだ、私自身も持っていないというか、国のほうもそこまでの到達点、こういうイメージですよ、というのが示し切れていないという気がするのですけどね。

・福田委員

おっしゃる通りだと思います。3段階に分けて、どうしていくのかだけ見てね、といった時に、今の大阪の施設の現状をこれにあてはめると、本当の意味でこれに取り組もうというより

も、とりあえず数字だけ合わせておく、みたいなことになるとよくないと思って。

施設も小規模化に向けて本気でどうやっていこうかとモチベーションが上がるようなやり方、もしくはヒアリングがあればよいのかな。今言ったように、夢はあるが現実にはまだちょっと書けないよ、ということがあるのであれば、それはしっかりお伝えしながら、今どこまで求められているかということをしっかりお伝えしないと、施設からすると「またかよ」ということになるのでは…。

・事務局（瑞慶覧課長）

大阪市の方での、こういう機能を担っていただきたいという考え方を検討していく中で、一緒に走りながら作っていくかたちになるのかなと。

・伊藤委員

7ページの資料に出たような、潜在的需要の算出のデータなどを、もう少し分析して、例えば、一時保護のこどもの数がこのように増えているので一保委託を受けられる設備を整えてほしい、であるとかショートステイの枠をもう少し整えてほしいとか、地域の潜在的なニーズの子育て支援の機能を持ってほしいみたいなどころをもう少し具体に出していけると、ここのヒアリングの高機能化のところが書きやすいかなとは思っています。今のままでは書きづらいかなという感じがするので…。乳児院さんにはこういうことをお願いしたいとか、養護と乳児院両方持っているところにはこういう機能をお願いしたくて、みたいな議論を詰めていけるといいですよ。

・事務局（瑞慶覧課長）

ヒアリング1回して、投げっぱなしはダメですよ。

・廣瀬委員

特に母子は本当にアバウトです。活用というところでも、どう具体的に活用するのかというのがもう投げられてるんですよ。そこがね、私は「鍵」だと思っています。具体的にどう活用しようかというところの、母子の活用を具体化すると、なんだか予防的な部分でのところに貢献できるのだらうなと思うのですが、やっぱり児童相談所の措置でないという部分で、市町村の措置との壁というのが具体にあるのです。その辺も一緒に議論を積み重ねていって、児童相談所からの措置があるとか、多機能化というところで、児童相談所との連携ができるのでは。

それがいる（必要）と思うのは、妊産婦の支援というところは、母子生活支援施設が強い部分であるので、今後の議論で、先生方にもお知恵を貸していただきたいと思うのですが…。児童養護さん、乳児さんと連携でぜひぜひ議論をお願いしたい。

・中西委員

数字や意見でなく、切れ目のない支援を。里親は、施設はどうする、母子はどうするというのをトータルで、みんなでシェアしながら考えていくことがきっと大事なのです。

・事務局（瑞慶覧課長）

ヒアリング1回して、よろしく、と投げっぱなしでなく、何度もお話をさせていただきながら。

・事務局（小池係長）

ヒアリングという名前ではありますが、最初はこちらの考え方についての説明も含めてお話ししたうえで、そこから一緒にスタートするという感じで。場合によっては、7月の時にこちらから伺うこともあるでしょうし、個々の施設の整備状況も今、バラバラになっていますので、そういう意味では全体でのヒアリングはなかなか難しいなというところから今回、個別にさせていただきましたが、今の置かれている状況、それぞれ進んできた状況、これからどうしていくか、というところを、すでに計画を出していただいたところはそれも踏まえながら、意見交換と言いますか、そういうかたちでイメージはしております。

・中西委員

今度の施設長会で、ゆっくり説明してください。

・西村委員

この場でほんまにやらかなあかん話は、そんな数字の話では全くなくて、具体的にどんなふうなことがやれていけんねん、とか、どんな手法があるねんとかね、本来やらかなあかん議論にこそ時間を割いて、数字のお遊びみたいどころに、なんでこんな寄ってんねん、みたいな感じで、そんなイメージを持ちました。

・前橋部会長

今日は議題から派生する、色々な切り口についての意見が多数出てきたので、これからの議論について、それをひとつひとつ丁寧に見ていきたいなということで。事務局の方、メモありますよね。出て来たものはピックアップしていただいて。ぜひ次回の時にまた、前回たとえばこんなものがありました、と教えていただければ、というように思っております。

それでは時間の方もきましたので、議題についてはこれで終わらせていただくということでよろしいでしょうか。それでは事務局の方お願いいたします。

19:50

・事務局（小池係長）

前橋部会長、進行のほう、ありがとうございました。

本日は委員の皆様方にはお忙しいなかご審議いただきましてありがとうございました。本部会で頂戴いたしました様々なご意見をふまえて、ヒアリングを含めまして、今後も本市の社会的養育推進計画の策定作業を進めてまいりたいと思っております。

本日はどうもありがとうございました。